

韓国における農業生産の組織化－トウルニョク経営体

品 川 優

要 約

韓国の米は、WTO ではミニマム・アクセス (MA) の適用、FTA では例外品目扱いとすることで関税化を回避してきた。しかし、2014 年に MA が終了するとともに、米は関税化へ移行し、関税化対応として韓国政府は米産業発展対策を講じている。ここでは、日本の集落営農を参考に、トウルニョク経営体という農業者集団による組織化を推進し、経営規模の拡大やコスト削減といった競争力の強化を図ろうとしている。

実態調査を通じてみえたトウルニョク経営体の特徴は、①韓国には日本の集落営農が土台としている地縁組織としての「むら」が存在しないため、複数の大規模農家の集合体である人的結合による組織化を国の政策誘導で推し進めていること、②人的結合組織ではあるが、その活動範囲は経済効率性などを基準に設定することで、農地の集団化・団地化を追求していること、③経営体と称し法人化もしているが、農業経営権は従来どおり構成する農家個人が有しており、経営体での共同作業は育苗・防除に限られ、必ずしも規模の経済が発揮されておらず、かつ本当の意味での経営体というわけではないこと、④そのため経営体に参加する個別農家のインセンティブが曖昧であること、⑤そこで経営体の紐帯を強固とするために、米の有利販売や6次産業化といった多角化による経営体構成員に対するインセンティブを模索・追求していた。

1. はじめに

韓国は、1995 年の WTO 体制以降、米については自由貿易の例外品目に位置付けてきた⁽¹⁾。すなわち、農業分野においては WTO では「途上国扱い」であり、かつ米はミニマム・アクセス (MA) を適用することで、1995～2004 年の 10 年間、さらに 2014 年までの延長を獲得することで関税化を回避してきた。また、2000 年代から強力に推し進めた自由貿易協定 (FTA) では、農産物輸出大国であるアメリカや EU、中国、オーストラリアなどを含むすべての締結

(1) 韓国の自由貿易の展開とその国内農業への影響については、拙著『FTA 戦略下の韓国農業』(筑波書房、2014 年)を参照。

国・地域との間で米を例外品目としてきた。そのなかには、米の生産国・輸出国ではない締結国・地域もあるが、それはFTAに不安を抱く農業者に向けた韓国政府の確固たる姿勢のアピールであり、「政治的シンボル」であった。

ところが、米のMA延長が終了する2014年において、WTOではMAの再延長規定が存在しないことから、韓国政府は15年に、米の関税化に大きく舵を切るとともに、不安・懸念を抱く農業者に向けて「米産業発展対策」を打ち出している。同対策は、6ha以上の大規模農家の創出や、本稿で対象とする農業者の集合体であるトゥルニョク経営体の育成を掲げるなど、規模の拡大やコスト削減といった競争力強化を中心としたものである。なかでも韓国政府は、トゥルニョク経営体の育成に注力している。

本稿では、トゥルニョク経営体とは、どのような組織であり、どのような実践実態を有しているのか、さらにはどういったメリットや特徴を有しているのかなどの点に注目して明らかにしたい。そこで次節では、統計データにもとづきトゥルニョク経営体の概況を確認する。その後、米の生産が盛んであり、かつトゥルニョク経営体を多く設立している全羅北道群山市及び全羅南道羅州市での事例を通じて、トゥルニョク経営体の実践実態を明らかにし、最後にトゥルニョク経営体の特徴を整理する。

2. トウルニョク経営体の統計把握

トゥルニョク経営体とは50ha以上の範囲で集団化した水田を共同生産・管理する組織を指す。もともとトゥルニョク経営体は、2000年代前半の大規模化政策の一環として、日本農業を熟知する研究者が日本の集落営農を念頭に提起し、農林部（当時）がそれに応じて促進しようとしていた。ところが米の過剰が問題となり、また大臣が交代するなかで、米のみを対象とし、かつ増産につながる政策が退けられることとなった。その一方で、量ではなく高品質な米の生産促進として、08年に高品質最適経営体育成事業を導入し、正式にトゥルニョク経営体の育成が位置付けられた。ただし米過剰のもと、米の増産に結び付く施策は禁じられ、後述する

図1 調査地域の位置



資料：「SKoreaMap」に加筆。

韓国における農業生産の組織化－トウルニョク経営体

コンサルティング支援に限られていた。その後、コスト削減の手段としても位置付けられ、施策も共同防除や共同育苗などが含まれるようになった。さらに、15年には「はじめに」で触れたように、20年つづいた米のMAを放棄し関税化へ移行したことで、米の関税化対応として「米産業発展対策」を打ち出し、トウルニョク経営体を競争力強化の一翼を担うものと位置付け、トウルニョク経営体の本格的育成が現在進行している。

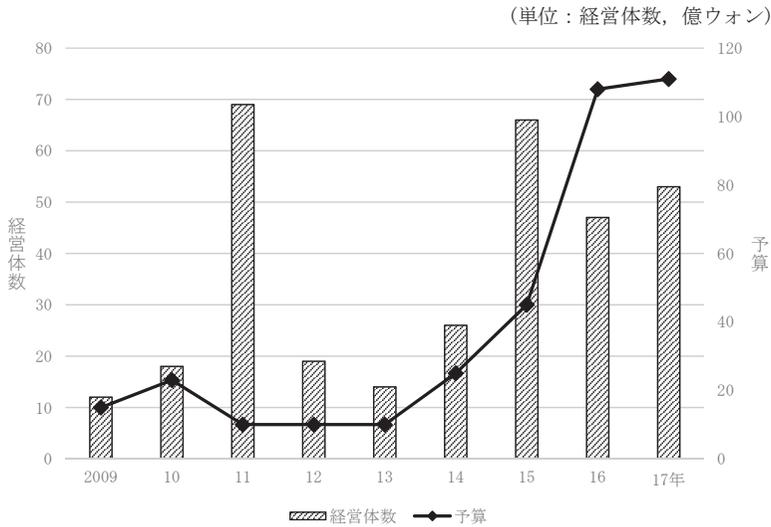
トウルニョク経営体は、2010年までは営農組合法人等の農業法人のみが対象であった。ところが、11年からは農業法人に加え、RPC（日本のカントリー・エレベーターに相当）などもトウルニョク経営体になることができるようになった。トウルニョク経営体になるには、基礎自治体に事業計画書を提出し、市や道、農林畜産食品部による審査を通過しなければならない。

トウルニョク経営体の目的は、生産コストの削減と高品質な米の生産を促して国産米の競争力を高めることである。それをサポートする事業がトウルニョク経営体育成事業であり、同事業は①栽培技術や農業機械の管理、先進地への研修費用などの教育支援、②生産費の削減等のコンサルティング支援、③共同生産に要する農業機械・施設のリース料及び燃料費、共同育苗に必要な燃料費・種子費などこれらコストの30%前後の支援をおこなう。このうち①・②は、1経営体当たり合わせて2,000万ウォンの支援を受けることができ、支援額の30%は経営体の運営費に、残り70%は教育・コンサルティングに使用することとなっている。また2016年からは、競争力強化をみせるトウルニョク経営体を対象に、水田での他作物栽培の拡大、農産物の加工・体験・観光等事業の多角化を通じて、米の過剰生産の抑制とともに、新たな所得拡大を支援している。

トウルニョク経営体の歴史が浅いため、把握可能な統計資料も限定的である。総体的な把握ではいわゆる『白書』に依拠しつつ、トウルニョク経営体の推進に中心的な役割を果たしている全北大学の研究成果も用いて補足したい。

図2は、トウルニョク経営体の各年の設立数と事業予算の推移を示したものである。2011年は、先述したようにRPCなども対象となったことで大きく増加しているが、基本的には14年までは20経営体前後の設立であった。ところが、米産業発展対策を打ち出した15年は66経営体、16年47経営体、17年53経営体と、この3年間で160を超える経営体を立ち上げている。その結果、経営体数は合計324にのぼる。他方、事業予算も15年以降急激に増えており、米産業発展対策以降、国がトウルニョク経営体の育成に力を入れていることが分かる。トウルニョク経営体がカバーする水田面積は71,380haであり、これは全水田面積の8.3%に相当する。また、1経営体当たりの平均面積は245ha、参加農家数は146戸である。

図2 トウルニョク経営体と事業予算の推移



資料：『2017年 農業・農村及び食品産業に関する年次報告書』より作成。

さらに、2014年のデータになるが全北大学の研究成果を用い、いま少し踏み込んでみていく⁽²⁾。図2の経営体数を累計すると、14年のトウルニョク経営体数は158経営体である。これを地域別にみると(表略)、全羅南道が最多の54経営体と全体の34.2%を占めている。その次に多いのが、全羅北道の34経営体・21.5%である。つまり、韓国のトウルニョク経営体の過半が、両道に集中していることになる。これは、米の生産が盛んな地域であることや、米生産の組織化に関する研究が全北大学を中心に活発であることが関係していると推測される。トウルニョク経営体の経営主体で最も多いのが、農家の集合体で96経営体、全体の60.8%を占める。次が、農協のRPCの28経営体・17.7%、農協の17経営体・10.8%、民間のRPCの7経営体・4.4%とつづく。また、先に記したトウルニョク経営体育成事業の①もしくは②のみの支援を受けるのが95経営体と多く、全体の6割を占めている。

さらに、面積規模別にトウルニョク経営体を整理したのが表1である。参加農家数では、100～200戸規模の経営体が56経営体(全体の35.4%)、25～100戸が55経営体(34.8%)と、両方で2/3を占めている。他方、面積では100～200haが73経営体、全体の46.2%と半分近くを占め、200～400ha規模が61経営体と38.6%を占める。こうした結果は、先述した1経営体当たりの参加農家数及びカバー面積とも符合している。日本の集落営農の平均的な姿(参加

(2) ジョ・ガオク他『トウルニョク経営体の段階別育成体系の研究』(韓国農業経営技術研究院、2014年)にもとづく。

韓国における農業生産の組織化—トウルニョク経営体

表1 規模別にみたトウルニョク経営体

参加農家数別	トウルニョク経営体数		面積規模別
計	158	158	計
10戸未満	2	0	50ha未満
10～25	9	15	50～100ha
25～100	55	73	100～200
100～200	56	61	200～400
200～400	29	7	400～600
400戸以上	7	2	600ha以上

資料：ジョ・ガオク他『トウルニョク経営体の段階別育成体系の研究』より作成。

農家 35.7 戸、集積面積 33.3ha) と比べると、韓国のトウルニョク経営体は概ね 5～6 倍の規模であることが分かる。

さらに白書では、10 a 当たりでみた農家の米生産費とトウルニョク経営体のそれとを比較している (表 2)。表中の「B」は、農家とトウルニョク経営体とのコスト差を示しており、同じく「A」は、個別農家に対するトウルニョク経営体のコスト削減率をあらわしている。つまりは、トウルニョク経営体によるコスト削減効果ということである。個別農家の場合、10 a 当たり生産費は 43.9 万ウォンを要するのに対し、トウルニョク経営体は 37.4 万ウォンと 14.7% のコストカットとなっている。費目別にみると、「A」の最も大きいのが種子代の 34.8% であるが、金額では 5,000 ウォン強に過ぎない。「B」では労働費が 2.2 万ウォンと最も大きい。このことに関し、組織化による協業での労働費削減にもとづくのか、大規模農家の参加による労働費の「薄まり」によるのか、トウルニョク経営体の実態を考察する上で重要な意味をもつ。

表2 農家とトウルニョク経営体における 10 a 当たり生産費比較

	(単位：ウォン, %)								
	種子代	肥料費	農薬費	その他材料費	農機具費	労働費	委託営農費	その他	合計
①個別農家	15,375	51,860	26,773	13,161	50,033	160,983	106,032	14,819	439,039
②トウルニョク経営体	10,021	48,105	23,292	10,960	41,365	139,125	88,149	13,363	374,381
A: ②/①-1	-34.8	-7.2	-13.0	-16.7	-17.3	-13.6	-16.9	-9.8	-14.7
B: ②-①	-5,355	-3,755	-3,481	-2,201	-8,668	-21,858	-17,884	-1,456	-64,658

資料：『農業・農村及び食品産業に関する年次報告書』(各年版)より作成。

注：1) 表中の数値は、2016・17年の2カ年平均である。

2) 「農機具費」には、自動車費を含む。

3) 「その他」は、水道光熱費、営農施設費、租税及びその他費用、生産管理費を指す。

次に「B」の大きいのが委託営農費の 1.8 万ウォンである。韓国では、小規模農家＝作業委託、大規模農家＝作業受託という関係にあることを踏まえると⁽³⁾、組織化し大規模化したトウルニョク経営体は基本的には作業受託側に属するため、委託営農費が小さいことは容易に想像がつく。その一方で、農機具費は 9,000 ウォンほどの削減にとどまる。つまり、トウルニョク経営体にはなったが、依然農機具は個別の構成員による所有・利用が継続していることが予想される。そうであるとすれば、トウルニョク経営体内部での作業の協業化はみられな

(3) その関係については、拙稿「作業受委託からみた日韓の米生産費比較」(『佐賀大学経済論集』第 49 巻第 4 号、2017 年)を参照。

い、あるいは一部に限定的であるものと思われ、そのことは先述した労働費削減の意味を映し出すことになる。その検討は、次節以降の実態調査を踏まえながらおこなうことにする。

いずれにせよ、このようなトゥルニョク経営体を韓国政府は2024年には600経営体に増やす目標を掲げている。では、日本の集落営農に比べて大規模なトゥルニョク経営体は、どのようなプロセスを経てつくり、どのような共同・協業に取り組んでいるのか、その取組実態を4つの事例にもとづき明らかにする。

3. 営農組合法人「渡り鳥と農夫たち」－全羅北道群山市

本節では、米の盛んな全羅北道のうち群山（ゲンサン）市臨陂（イムピ）面のトゥルニョク経営体である営農組合法人「渡り鳥と農夫たち⁽⁴⁾」を取り上げる。臨陂面は平野部に位置し、農家数637戸・水田860haの地域である（2010年）。水田の経営規模は、1ha前後の零細・高齢農家が全体の37.5%と4割近くを占めるが（全国平均48.9%）、米産業発展対策で目標とする6ha以上で5.0%（同1.4%）、10ha以上は2.7%（同0.4%）と全国平均を上回る大規模農家が形成されている。

経営体設立のきっかけは、2012年頃に主食用米の過剰が懸念されるなか、政府が進めた加工用米生産のモデル事業に採択され、加工用米（レトルト米）をつくる作物班を立ち上げたことである。しかし、政府が加工業者と結びつけてくれないため販路の確保が難しいこと、加工用米は多収量米ではあるが業者との取引価格が低いため経済的メリットが小さいこと、さらには途中で事業が中断（理由は農家も不明）したことなどもあって、加工用米の生産を断念し、再度主食用米の生産に切り替えることとなった。その際、作物班に参加していた地域のリーダーや大規模農家等6戸を中心に、計82戸の農家が参加して法人を設立し、同時にトゥルニョク経営体の認定を受けている（14年）。

設立・認定に関し、第1に経営体がカバーする面のなかの範囲は、中心の6人が農地の団地化及び作業の機械化を進める範囲（約200ha）を設定し、その地域のなかの農家に声かけして賛同を得たのが先の82戸ということである。したがって、日本の集落営農のように集落や藩政村などの歴史の実態を有する地域単位ではなく、作業や販売、交付金等の効率化が発揮できる規模を基準とした地域設定ということである。第2に、法人化及び経営体を選択した理由は、それらが最近の政策支援対象の中心であることである。第3に、米の高品質化を進めよう

(4) 法人名は、この周辺地域の農家が利用する民間のRPCのブランド米「渡り鳥が来る米」からとったものである。

韓国における農業生産の組織化－トゥルニョク経営体

としており、米の販売先である民間のRPCもトゥルニョク経営体を推奨したためである。第4に、参加農家は法人及び経営体であれば、農産物の販売面や農業資材等の購買面での行政支援が受けられるとにらみ、積極的に賛同した農家が多い。ただし参加後に、思ったほどのメリットがなかったことや、これまでの自分のやり方ができなくなったこと、栽培方法の研修を受けなければならないなど煩わしいことが増えたこと、そのためこれまでの自分のやり方で農業ができなくなったという点で、不満を抱えている農家も少なからず存在している。

経営体は10の行政里（マウル）にまたがり、構成員82戸の水田203haをカバーしている。これは、面の農家数240戸・水田面積800haの各1/3、1/4をカバーしていることになる。構成員は40代～80代までおり（中心は60代）、後継者を確保している農家はほとんどいない。構成員の多くは1.5ha前後の規模で、最大規模は20ha（62歳、中心メンバーの1人）である。出資金は、中心の6人が大型トラック等1,000万ウォン分の現物出資をおこない、その他の構成員は入会金を支払うとともに、毎年収穫量の数%を徴収する。必要な生産資材は、経営体で共同購入している。

経営体が関与するのは米のみであるが、耕起から収穫までの機械作業及び草刈りは構成員各自がおこなう。農業機械のない構成員は、構成員である大規模農家10戸が作業を受託する。ただし、経営体のオペレーターとしてではなく個人間での受託であり、作業料金はダイレクトに大規模農家が受け取る。育苗は、主にRPCがおこない、防除は経営体が補助事業で広域防除機を購入し、大規模農家を中心とした8人がオペレーターとして共同防除をするとともに、先の③のコスト補助を受けている。経営体はRPCと契約栽培をしているため、品種はRPCが決定し、販路もRPCが開拓し販売している。経営体がカバーする203haのうち、100haは韓国農村振興庁が進める「トップライス」等の優秀ブランド米（一般米に比べ80kg当たり6,000ウォン高い）として国内で販売し、残り103haはロシアやEU、オーストラリアなどへの輸出用米である。

経営体には、面内の農家及び米の販売主体であるRPCの組合員であれば、途中からでも参加することができる。しかし、参加したい農家はほぼ全員参加しているため、今後構成員数が増えることはないようである。むしろ、高齢化等で離農者が出てくることが予想され、構成員数は減少するとみている。彼ら離農者の農地は、売買や賃貸借されることになるが、経営体の代表者によると、農地の受け手は法人・経営体ではなく、地域の大規模農家であるという。制度上、経営体である営農組合法人も農地の所有が認められるが、実際法人としての所有及び借地はおこなっていない。その根底には、トゥルニョク経営体に参加していても、あくまでも農業経営（権）は構成員個々のものという認識がある。

4. 空・大地営農組合法人・トゥルニョク経営体－全羅北道群山市

全羅北道群山（グンサン）市会県（フェヒョン）面には、2007年に設立した営農組合法人と、2015年に立ち上げたトゥルニョク経営体が並立している。平野部に位置する会県面には農家が563戸、水田面積が1,480haある（2010年）。経営規模をみると、1ha未満の小規模農家が36.9%と1/3強を占める。大規模層では6ha以上が12.6%、10ha以上では5.9%と全国のなかでも規模の拡大が進んでいる地域である。

空・大地営農組合法人は、大規模農家を中心に5人で設立した組織である。構成員は70代2人と40代3人であり、全員米と大豆、裏作麦を中心とした専業農家である。法人の目的は、育苗施設を立ち上げ共同育苗をおこなうことであり、かつ政府からの施設補助を受けるためには法人組織が求められたからである。育苗施設では50ha分の苗をつくっており、これを面内の農家等にも販売している。構成員は2018年までに10人増え、現在15人となっている。増員した10人は70代が主で、その他のほとんどは60代であり、いずれも専業農家で米・麦・大豆をつくっている。

構成員は、法人に農地を貸し付けているわけではない。また法人も所有する水田はなく、構成員以外からの借地もない。つまり、経営権は構成員個人に帰属する。構成員の経営面積を集積すると57haに達し、農地は地理的に複数の行政里（マウル）と交差する位置にあるため、4つの行政里にまたがる。品目は、米50ha、裏作麦50ha、大豆7haである。法人は育苗50ha、防除100h（表・裏作）の共同作業に加え、一部田植えや収穫等の部分作業受託があるが、それは主に40代の若手構成員がおこなう。したがって、基本的には育苗・防除の共同作業以外はすべて各自で作業に従事し、農産物の販売も個人名義での販売となる。

法人では、トラクター5台、田植機2台、防除機1台、汎用コンバイン3台、麦コンバイン1台、大豆コンバイン1台を所有しており、構成員は必要に応じて法人の機械を共同利用している。

法人の今後の展開では、次の取り組みがあげられる。1つは、集積面積に対し所有する機械が多いため、育苗や防除以外の作業も共同でおこなう方向に転換したいと考えている。理想としては、構成員各自が自分の水田の作業をするのではなく、他人の水田でも作業する形が作業効率の面で理想的であるが、それは遠い未来の話である。いま1つは、そのため構成員の農地を法人が借地をし経営権をもつことは難しいが、員外からの借地はおこないたいと考えており、農家の高齢化を考慮すると5年以内（2023年頃）には現実になるとみている。

一方のトゥルニョク経営体は、2014年に行政機関である農業技術センターが1年間、農業

韓国における農業生産の組織化－トゥルニョク経営体

生産工程管理（GAP）の団地（50～100ha）をつくるモデル事業を募集していた。法人代表者（46歳、経営面積20ha）が地図をみて100haくらいの地域を選定し、そのなかの農家に声をかけて同意をもらい応募した。モデル事業による様々な支援を受けられることが、応募と農家の同意の根底にある。この団地を活かしつつ、モデル事業内の高齢化による労力不足を補うために、共同作業に取り組むべく設立したのがトゥルニョク経営体である。

トゥルニョク経営体には、法人の構成員を含む43人が参加しており、60歳～70歳代が中心である。構成員のうち農業後継者を確保しているのは数人程度であるが、同居かつ他産業従事の農業後継者候補がいる構成員は少なくない。構成員の経営面積を集積すると100haに達するが、経営体がおこなう共同作業は育苗・防除のみであり、その労働力の中心は法人のメンバーである。したがって、トゥルニョク経営体の共同作業は法人と重複しており、並存する実質的な意味はあまりないといえよう。ただし近年、農家をまとめ組織化する国の事業・政策がトゥルニョク経営体の設立に傾注・推進しており、そのためトゥルニョク経営体に対する補助や支援が手厚いこと、またトゥルニョク経営体を通じて農地集積・規模拡大を図ることも、新たにトゥルニョク経営体を立ち上げた理由である。

今後、トゥルニョク経営体に入りたいという農家は受け入れるつもりである。ただし、この周辺にはトゥルニョク経営体が5～6組織あるとともに、農地も競合状況にあるので構成員が増える可能性は低いとみている。また、トゥルニョク経営体の100haは、先の法人が借地・経営したいと考えており、団地化した100haであれば5人の労働力で作業は可能である。その労力は、大規模専業農家の集団である法人が有しており、法人にとっては過剰気味の農業機械の稼働率を高めることにも結び付く。そのように整理すると、究極的には法人とトゥルニョク経営体を一体化することが求められる。実際、法人サイドも一体化を進めたいと考えている。

その一方でトゥルニョク経営体は、規模の拡大や農作業従事とは異なる展開に進んでいる。すなわち事業の多角化としておこげを加工する工場建設を、10億ウォンを投資して進めており、2019年の完成予定である。この周辺にはおこげをつくる工場がないため成功する可能性が高いとみている。加工に関しては、近隣町村でモチを加工しネット販売で年間20億ウォンを売り上げる友人から学び、おこげ工場もネット販売に取り組み、最終的には工場での従業員を雇用する計画である。

5. コグンサン親環境営農組合法人－全羅北道群山市

全羅北道群山市沃溝（オック）邑の寿山（スサン）里は、日本植民地時代の干拓地であり、本節で取り上げる「コグンサン親環境営農組合法人」の農地もこの寿山里にある。法人の名称である「コグンサン」は、15ある埋め立て地の島の総称である。干拓地のため農地は1区画1,200坪（40 a）で整備されている。この近郊でつくられる米は陸地よりも品質がよく、小麦も味のよいものが収穫できることで有名である。沃溝邑には、559戸の農家と1,342haの水田面積がある（2010年）。1ha未満の農家が4割を占めるが、6ha以上も10.7%、10ha以上でも4.5%と大規模化が進んだ地域である。

法人は2009年に設立している。その理由は、2006年の米価下落で経営が厳しくなり、複数人が集まって組織を立ち上げ大規模化することで、共同作業による労力負担の軽減やコストの低減を図るためである。提起者は、法人事務所のある沃溝邑を管内とする沃溝農協のもと理事であり、彼が寿山里で農地を所有するいずれも専業農家で同規模（10ha）程度の農家12戸に参加を呼びかけた。12戸のうち個別での経営を希望した農家や、これ以上規模を増やしたくないなどの理由で6戸は参加せず、残る6戸が組織化に賛同し参加している。設立当時の年齢は、50代1人・60代4人・70代2人である（提起者を含む）。その後、2013～14年に法人で共同防除をはじめたが、その活動をみて法人に参加したいという農家が増えてきた。しかし法人は、誰でも参加を認めたわけではなく、「法人経営に責任感があること、責任をとること」を求めている。ただし、現実的には韓国産コンバインは品質が悪く4年使うと壊れてしまうため、コンバインを現物出資できる人を優先して参加を認めてきた。その結果、改めて10人（専業8人・兼業2人、50代9人・60代1人）が参加することとなり、18年の構成員は計17人に拡大している。17人のうち、法人への作業委託を希望して参加した7人を除く10人が理事を務めている。

出資金は農業機械の現物出資であり、設立当初はトラクター7台・田植機5台・コンバイン5台・乾燥機6台であった。のちに参加した10戸も現物出資をおこない、一部法人での購入機械を含め、現在トラクター11台・田植機5台・コンバイン8台・乾燥機6台・防除機2台・麦収穫機2台・5t車1台・3.5t車1台・低温倉庫などを所有・装備している。

現在法人は141haを集積しており、このうちの25haは寿山里に隣接する船堤（ソンジエ）里の水田である。141haのうち構成員17人の水田が99haを占め、これら水田は法人とは借地契約を結んでいない。つまり法的には、経営権は法人ではなく個人にあり、したがって法人は経営権を有する個人の集合体である。残る42haが構成員以外の水田であり、これは法人と借

韓国における農業生産の組織化－トゥルニョク経営体

地契約を結んでいる。員外の水田は、法人理事 10 人が自分の経営地に近いところをカバーする。小作料は 1 区画 1,200 坪 (40 a) で米 80kg を 20 個支払う。17 年の相場換算で約 160 万ウォンと、周辺地域の小作料よりも 10 万ウォンほど高額である。だが法人としては、借地の多くは隣接地に該当するため、作業効率を考えると許容範囲と考えている。

法人は 141ha すべてで米をつくっているが、作業的に大変なため、現在は親環境米には取り組んでいない。米は 3 品種つくっており、食用 (新東津) が 85%、残り 15% がモチ米と飼料用米である。いずれも品種ごとに団地化を図っており、寿山里の干拓地はすべて食用、船堤里がモチ米・飼料用米である。その他に裏作で大麥・裸麥を 85～90ha、2017 年はトウガラシ 3ha とゴマ 5ha、18 年は大豆 8ha をつくったが、大豆は雨によりまったく収穫できなかったため、今後はゴマを中心にするつもりである。

作業に従事するのは理事の 10 人であり、作業従事の仕組みが韓国のトゥルニョク経営体のなかでは特異である。主要作業のうち田植えと収穫作業は 10 人が共同で作業に従事する。例えば今日は、ある区域の田植えをおこなうとすれば、それに必要な人数と田植機を当該区域に投入し、一気に作業を終わらすというやり方である。すなわち、ブロック化と労力の集中投入による作業の効率化、協業化である。残る耕耘と管理作業は、その水田の経営者ならびに法人の借地をカバーしている各理事による個別担当制・責任制としている。

いま 1 つの特徴は、各役員異なる経営規模を織り込んだ協業の仕組みである。すなわち、法人では 10 人全員で作業に従事するが、各規模 = 区画数が異なるため、60 区画 (24ha) を各理事の「持ち分」= 基準とし、それが実際の作業面積となる。例えば、経営面積が 60 区画を超える規模の理事は、60 区画以下の理事に対し「持ち分」以上の作業に従事させることになり、逆にその分は自分で作業をしなくて済む。したがって、60 区画を超える理事は、超過した区画数に対し 1 区画当たり 10 万ウォンを法人に支払い、60 区画未満の理事はその差に 10 万ウォンを乗じた金額を作業労賃として法人から受け取るということである。10 人のうち 60 区画に満たない理事が 6 人おり、こうした金銭の動きは 1 年間で約 1,000 万ウォンに達する。また、理事以外の 7 人は 1 区画 40 万ウォンを作業料金として支払う。

農産物は、基本的には農協に出荷している。ただし麦は、焼酎用として契約栽培したものは農協に出荷し、その他は業者に加工してもらい法人がインターネットで販売するものに加え、最近では法人という信用により麦茶メーカーとの契約販売も獲得している。農産物はいずれも法人名義で販売している。これは法人の売上が大きくないと、国の補助事業の対象にならないためである。売り上げのうち経営地及び担当制・責任制の水田は、当該理事の収入となる。

こうした法人組織の取り組みにより、次のような効果が生じている。1 つは、「持ち分」で

ある 60 区画を理事 1 人で作業をおこなうと 1 週間以上を要するが、10 人で一気に作業をすれば 1 日で終わらすことができる。ここに、この法人の目的が凝縮されている。いま 1 つは、水田の団地化による作業時間の大幅減、それによる適期での細やかな作業などが可能となり、その結果米の反収が 600kg (2009 年) から 900kg (2018 年) へ増えている。

今後の展開は、法人としてはこれ以上構成員を増やし規模を拡大すると、理事 (= 作業従事者) の増員や農業機械の増資が必要となるため、現状維持を考えている。面積は拡大しないが、今後は米だけではなく、大豆やゴマ、トウガラシなどの他作目を導入することで、労力の投入時期の平準化を図る予定である。

6. 鳳凰農協トゥルニヨク経営体－全羅南道羅州市

本節で対象とする全南道の羅州 (ナジュ) 市鳳凰 (ボンファン) 面は、平野部に位置する。ナシが有名な地域であり、それ以外は米や畜産が盛んである。鳳凰面の農家数は 1,067 戸、農地面積は水田 885ha・畑 609ha・果樹園 339ha である (2010 年)。水田に限定すると、経営規模では 1ha 未満が 658 戸と全体の 6 割強を占めるのに対し、大規模では 10ha 以上が 1 戸、6ha 以上でも 7 戸に過ぎない。また、鳳凰面には鳳凰農協がある。正組合員数 1,800 人、准組合員数 3,000 人の農協であり、正組合員の平均年齢は 65 歳で、その多くには農業後継者がいない。

鳳凰面は、農家 1 戸当たりの農業機械の保有台数が少なく、そのため部分作業あるいは全部作業を委託する農家が全国平均よりも多い地域である。それが、鳳凰農協がトゥルニヨク経営体を立ち上げた主な理由である。当初、組合員の高齢化と後継者不在による労働力不足、農地の貸し付けよりも作業委託の方が地権者としては所得が多いため、組合員は鳳凰農協に対し機械銀行の設立を要望し、農協はそれを受け、農協事業の一部として 2012 年に機械銀行に取り組んでいる。まず機械銀行は、トラクター 9 台を購入し、5~7ha 程度の大規模農家 9 戸にリースしていた。リース料金は、トラクター価格の 10% を残余価値としてトラクター価格から差し引き、残りを 8 年で除した金額とし、農家が自己所有を希望する場合は、9 年目に残余価値分を支払うという仕組みである。

ところが、機械をリースした大規模農家が、管内の高齢農家の作業を必ずしも引き受けるわけではなく、自分の経営地しか作業をしないということが散見された。加えて、機械銀行も多くの農業機械を装備するには多額の投資が必要となる。そうしたなか、国がトゥルニヨク経営体の推進を前面に打ち出したことで、トゥルニヨク経営体に対する支援が手厚く用意されるこ

とになった。そこで鳳凰農協は、トラクター以外の機械銀行には取り組まず、農協自らが母体となるトゥルニョク経営体を立ち上げて、機械銀行を吸収するとともに、直接受託作業に従事する方向に転換している。それが、2013年に設立した「鳳凰農協トゥルニョク経営体」である。

経営体の設立に際し、大規模農家は経営体が競合相手になるのではないかと危惧していたが、大規模農家も経営体がおこなう育苗や航空防除を利用し、恩恵を受けることから設立に賛同している。現在では、後述するように部分作業受託における経営体と大規模農家との棲み分けや、経営体の作業を受託する大規模農家もみられる。

鳳凰農協は、機械銀行から経営体までを含め、これまで30億ウォンを投入している。このうち国や郡等行政が50%、農協中央会が10%を補助し、残りの12億ウォンが農協の自己負担である。

経営体による作業受託には2つの特徴がある。1つは、ほぼすべての作業を農家から受託する点である。委託農家がおこなう作業は、元肥（追肥等は経営体がおこなう）と水田の除草作業、水田への水の出し入れ（温度調整）に限られる全機械作業委託である。それ以外の作業は、10a当たり30万ウォンの委託料金を支払うことですべて経営体がおこない、水路の管理や清掃は韓国農漁村公社がおこなう⁽⁵⁾。また、田植えや収穫作業のみといった部分作業受託は、引き受けるとカバーする面積が大きくなり、経営体では対応できなくなるため、それらは大規模農家に任せることで棲み分けを図っている。

いま1つの特徴が、優良地と不利地をセットとした作業受託である。当初委託農家が、優良地は大規模農家に、不利地（未整備地や機械が入らない農地など）は経営体に委託する傾向があり、それを回避するために経営体はセットでの受託に限定している。

所有する機械は、機械銀行時代のトラクター9台のほか、経営体が使用するトラクター3台、田植機5台（うち2台は直播機）、コンバイン3台、航空防除用ドローン2台である。経営体には、既存の農協職員3人（責任者1人を含む）と新規雇用6人の計9人を配置している。このうち新規職員は農業経験がないため、農協がドローン操縦や農業機械の運転及びそれら整備について指導している。彼ら9人が基本的な受託作業をおこなうとともに、育苗作業や農繁期には臨雇50人（1日）を入れるなどして対応している。

鳳凰農協の組合員のみ経営体に作業を委託でき、2015年実績で157戸の農家から105haを受託していたが、16年には198戸・120haへ拡大している。また、育苗と航空防除は、管内の

(5) 韓国における水利管理については、拙稿「日韓の『むら』構造の相違」（『文化連情報』No.464、2016年）、拙稿「水利管理・医薬品・食料安全保障」（『文化連情報』No.492、2019年）を参照。

水田面積 885ha のうち育苗が 40%、航空防除は 50%を受託し、管外からも航空防除を 200ha 受託している。近年は、経営体の能力を超える受託面積となってきたため、受託面積の約 1 割を大規模農家へ再委託している。その際、できるだけ経営地と隣接する大規模農家に再委託するなど団地化を図っている。また、収穫作業で多様な品種が混入しないことで作業をしやすくし、かつ収穫量の確保とその安定を図るために、米の品種をすべて統一している。ただし、栽培管理の方法が変わることもあり、委託農家から反対意見もあったが、農協による年 3 回の営農指導と、指導に関する配布物などによる周知、さらには統一品種によって収量と品質が向上したことなどから、いまは委託農家の理解を得ている。今後、委託農家のさらなる高齢化と離農が進むことが予想され、経営体としては 2020 年までに、受託地を借地することも検討している。

7. トウルニョク経営体の特質

(1) 「むら」と農政による政策誘導

韓国で力を入れたトウルニョク経営体は、日本の集落営農に熟知した研究者と国農政とが取り組んだのが起点である。そこではトウルニョク経営体の育成が事業として推進され、さらに米の関税化移行によってより強力で推し進められるようになった。このように国の政策誘導によって進められているトウルニョク経営体であるが、参考とした日本の集落営農が、基本的には現場から草の根的に生まれ広がった経緯とは大きく異なる。しかし、韓国農業の歴史的事態を踏まえると、国による政策誘導はある意味で必然性をともなうものといえる。なぜならば、「むら」の意識・認識が日本と韓国とではまったく異なるからである。現在は、日本も韓国も米が主食であり、水田稲作が生産者・消費者にとっても、それ故に農政にとっても重要なポジションを占めている（過去に比べるとかなり後退してはいるが）。しかしこれらの共通は、両国の農業や社会構造の表層に過ぎず、その根底では相反する⁽⁶⁾。

日本と韓国は、水田稲作の伝播のルートでは同じ軌跡にあるが、水利の問題を背景にその定着が異なる。つまり朝鮮半島全土のなかでは、水利の問題が相対的に緩い朝鮮半島南部においても水田稲作が定着するのは、早くとも「湫（ふく）」という河川水の灌漑用水への活用という新たな水利施設を獲得した 15 世紀⁽⁷⁾、朝鮮半島全土での一般化に至っては 17 世紀末まで

(6) 詳細については、拙著『条件不利地域農業－日本と韓国』（筑波書房、2010 年、第 6 章）、拙稿「日韓の水田稲作農業の系譜」（『文化連情報』No.463、2016 年）及び前掲「日韓の『むら』構造の相違」（『文化連情報』）を参照。

(7) 李泰鎮『朝鮮王朝社会と儒教』法政大学出版局、2000 年、pp11～13。

待たなければならなかった。したがって、それ以前の朝鮮半島全土は基本的には畑作地帯であり、日本の水田稲作とは根本的に異なる。そして、その相違が「むら」の構造を規定する。

水田稲作の場合、水田やため池、水路といった水田装置の造成とその維持管理が必要であるが、一個人・一世帯ではなしえないため、複数人・世帯での共同・協働が求められる。その集団の範囲として「むら」という領土が設定され、その地縁的結合＝「むら」を土台に農業生産・生活の共同体を形成し、過去労働の蓄積を現在も利用し、さらに未来へ継承していく。それ故、必然的に定住をとまなう。したがって、水田稲作の「むら」の特徴は、①範囲の設定＝領土、②定住、③定住者ぐるみによる農業生産・水利の管理・生活の共同及び協働、を一体とする。そのため水田稲作の日本では、「むら」の農地は個々の「いえ」の所有・財産であると同時に、「むら」の所有・財産とも認識しており、そこから「むら」の農地は「むら」で守るという意識が生ずる。その意識が具現化したものの1つが現在の集落（＝「むら」）営農であり、それは「むら」のなかから自主的に、主体的につくられる。

これに対し畑作農業では、水田のような大がかりな装置をとまなわないため、「むら」といった共同体で畑作労働の過去の蓄積を次代へ継承する必要がなかった。そこから「韓国には『むら』がない」という表現が生まれた。「むら」がないため、韓国の農業者には「むら」の農地という意識はなく、あくまでも私有財産の1つでしかないことから、「むら」以外の人々への農地売却・貸付が一般的におこなわれている。あるいは水田稲作に不可欠な水利の管理は、日本では「むら」がおこなうが、韓国では先述したように国や行政の機関がおこなう。以上の実態は、韓国では畑作農業の社会構造をベースとし、その上に水田稲作がつくられたものであることの1つの証左といえよう。もちろん、韓国でもプマシといった農業者間による共同の農作業などは存在する。しかしそれは、その時々利害関係者のつながりである人的結合にもとづくものであり、水田農業で明示した地縁的結合とは異なる。こうした相違が、先に記したトゥルニョク経営体の推進に際し、国による政策誘導がある意味で必然性をともなうものとした理由である。

(2) トウルニョク経営体の位置

人的結合であるトゥルニョク経営体は、参考とした日本の集落営農ではなく、日本では1970年代から80年代にかけて注目された農業生産組織に近いものといえよう。農業生産組織の定義は、「複数（2戸以上）の農家が、農業の生産過程における一部または全部についての共同化に関する協定のもとに結合している生産集団ならびに、農業経営や農作業を組織的に受託する組織の総称」であり、活動のベースとしての「むら」は定義の対象外である。実際、本稿で取

り上げたトゥルニョク経営体－①渡り鳥と農夫たち、②空・大地、③コグンサン、④鳳凰農協トゥルニョク経営体のうち④以外は、大規模農家や専業農家が相互に結び付き組織化したものである。

その一方で、農業生産組織の定義にトゥルニョク経営体がすっぽり当てはまるわけでもない。③は干拓地という性格上、基本的には干拓地の範囲での活動であり、④は農協が主体のためカバーする範囲も農協の管轄という決められた枠組みがあった。それに対し、①は作業の機械化を進める範囲として200haを設定し、②はGAP団地が出発という点で異なるが、代表者が100haの範囲を設定し、両者ともその範囲内の農家に声かけをしていた。つまり、トゥルニョク経営体の場合、一定の範囲内での農地の集団化・団地化を念頭においているのに対し、農業生産組織は人の結合に注目し、農地の集団化・団地化を明確に射程に入れていたわけではない。もちろん、トゥルニョク経営体で設定した範囲の農家がすべて参加するとは限らないため、完全な集団化・団地化に至るわけではない。しかしそれは、日本の集落営農においても少なからず該当することである。このように人的結合をベースとしつつ、そのなかに作業の効率化など各トゥルニョク経営体の目的を念頭においた農地の集団化・団地化を取り込んでいる点が、日本の集落営農でもなく、農業生産組織とも異なる韓国独自の特徴といえよう。その一方で、人の結合組織であるが故にインセンティブが求められ、インセンティブが強ければ経営体も強固となるが、それが弱ければ経営体も脆いものとなる危険性をはらんだ組織といえる。

(3) 経営権とインセンティブの追求

さらに、トゥルニョク経営体は、組織化・法人化し「経営体」と呼ばれるが、現段階では生産面からみると本当の意味での経営体というわけではない。すなわち、いずれの経営体も経営権は個々の構成員、あるいは設立に際し中心的役割を果たした大規模農家に属したままであった。そのため経営体による共同作業の多くは育苗や防除に限定しており、その他の機械作業は構成員が個人単位でおこなっていた。ただし、個人で従事できない構成員は作業を委託するが、③・④以外は経営体に委託するのではなく、構成員個人への委託という形であった。本稿以外のトゥルニョク経営体でも、①・②の形態の取り組みが主流であり、韓国の組織化は最低限の共同作業、個人単位でのその他作業の従事、さらに政策誘導としての補助事業対応とその受け皿という形が現時点では基本である。そのため範囲の設定に際し経済性・効率性を基準としたトゥルニョク経営体であるが、全面的な規模の経済が必ずしも作用しているわけではない。したがって、第2節でみた統計データによる労働費の削減は、大規模農家の参加による労働費の「薄まり」が前面に出たものといえよう。そこには自己労働に対する正当かつ絶対的の評

韓国における農業生産の組織化－トウルニョク経営体

価が根底にあり、故に経営権は経営体に移譲しない、個々の農家に属するということである。③も①・②と同じく構成員の経営権は経営体に移していないが、機械作業は共同・協業化していることに加え、員外の農地は経営体が借地している点が韓国のトウルニョク経営体のなかでは特異である。こうした異なるトウルニョク経営体のあり様が、地域固有のものであるのか、それとも高齢化・後継者不在により①・②から③へ、さらに③も構成員の農地も含めた協業経営に移行する段階論であるのか、それについては今後の課題としたい。

一方、4事例のトウルニョク経営体は、それぞれ独自の展開を模索・追及していた。①は民間のRPCと連携した優秀ブランド米・輸出米の販売面において経営体としての意義を発揮し、②は農地競合が強い地域のため、規模の拡大ではなく6次産業化へ踏み出しており、③は米以外の他品目の導入・拡大を模索し、④は農協という「共」の性格上、小規模農家からの作業受託による彼らの後方支援、及び大規模農家との作業の棲み分けによる大規模農家の作業集積の促進を後押ししていた。これらの取り組みは、経営権を有しないなかでのインセンティブの追求と、それによる経営体の紐帯を強固にする意味がある。

【Summary】

Organization of Agricultural Production in South Korea – “Turunyoku Management Body”

Since the rice tariffication in 2015, the government of South Korea have been enforcing the development policy for the domestic rice industry. The object of this policy is to facilitate the establishment of “Turunyoku management bodies” (new agricultural organizations) that would improve the competitiveness of domestic product by delivering scale economy and cost reduction.

According to the field surveys, the characteristics of “Turunyoku management bodies” are pursuance for farmland consolidation through the government’s policies. To realize this, they have been difficultly trying to group large-scale farmers together into one organization; and set appropriate areas of activities based on some criteria including economic efficiency. In addition, “Turunyoku management bodies” have failed to realize scale economy and cost-reduction effects as a result. However, there remains the possibility that efforts of these organizations seeking to improve the high value-added production of rice and sales promotion, sixth sector industrialization might lead to the development of agricultural management body.